



# 山形県公報

令和8年3月24日(火)

号 外 (16)

## 目 次

### 条 例

- 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例…………… (議 会) … 4
- 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する  
条例…………… (人 事 課) … 同
- 山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) … 5
- 山形県行政手続条例の一部を改正する条例…………… (高等教育政策・学事文書課) … 同
- 山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例…………… (税 政 課) … 6
- 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (市 町 村 課) … 同
- 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例…………… (食品安全衛生課) … 7
- 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改  
正する条例…………… (健康福祉企画課) … 同
- 山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及  
び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例  
の一部を改正する条例…………… (がん対策・健康長寿日本一推進課) … 8
- 山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会  
条例の一部を改正する条例…………… (障がい福祉課) … 9
- 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条  
例…………… (産業技術イノベーション課) … 同
- 山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する  
条例…………… ( 同 ) … 10
- 山形県総合文化芸術館条例の一部を改正する条例…………… (県民文化芸術振興課) … 同
- 山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例…………… (畜産振興課) … 12
- 山形県漁港管理条例の一部を改正する条例…………… (水産振興課) … 13
- 山形県都市公園条例の一部を改正する条例…………… (都市計画課) … 同
- 山形県空港管理条例の一部を改正する条例…………… (空港港湾課) … 22
- 山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例…………… (教 育 局) … 23
- 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校  
職員の定数に関する条例の一部を改正する条例…………… ( 同 ) … 同
- 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (企 業 局) … 24

### この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例 (県条例第3号) (議会)
  - 1 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、オンラインにより当該委員に発言その他の行為をさせることができることとした。(改正後の第11条の2第1項関

係)

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 1によりオンラインにより発言その他の行為をする委員は、委員会に出席しているものとみなすこととした。（改正後の第11条の2第2項関係）

3 委員長は、公述人若しくはその代理人又は参考人について、オンラインにより発言その他の行為をさせることができることとした。（改正後の第23条の2及び第23条の3第3項関係）

4 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（県条例第4号）（人事課）

1 議会の議員が議会等に出席する場合に支給する費用弁償額を引き下げることとした。（別表第5関係）

2 その他規定の整備を行うこととした。（第2条第3項関係）

3 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。ただし、1の改正は、令和9年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第5号）（財政課）

1 家畜検査手数料の額を改定することとした。（第2条第1項第307号関係）

2 宅地建物取引業免許申請手数料及び宅地建物取引業免許更新申請手数料について、電子情報処理組織を使用する方法により申請を行う場合の手数料を定めることとした。（第2条第1項第395号及び第396号関係）

3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。（第2条第1項第205号～第206号の2関係）

4 この条例は、令和8年5月1日から施行することとした。ただし、1及び2の改正は、同年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県行政手続条例の一部を改正する条例（県条例第6号）（高等教育政策・学事文書課）

1 聴聞等の通知に係る公示の方法を見直すこととした。

2 この条例は、令和8年5月21日から施行することとした。

◇ 山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（県条例第7号）（税政課）

この条例の施行後5年を目途として山形県産業廃棄物税条例の施行状況について検討を加えることとした。

◇ 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（県条例第8号）（市町村課）

1 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画の認可等の事務は、飯豊町が処理することとした。

2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（県条例第9号）（食品安全衛生課）

1 飲食店営業のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売するものに係る施設について公衆衛生の見地から必要な基準を定めることとした。

2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例（県条例第10号）（健康福祉企画課）

1 保健所及び衛生研究所の手数料の額を改定することとした。

2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例（県条例第11号）（がん対策・健康長寿日本一推進課）

- 1 子ども・子育て支援納付金の額を算定するための基準を定めることとした。
  - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例（県条例第12号）（障がい福祉課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例（県条例第13号）（産業技術イノベーション課）
- 1 山形県工業技術センターにおける受託事務の手数料の額を改定することとした。
  - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例（県条例第14号）（産業技術イノベーション課）
- 1 山形県高度技術研究開発センターの使用料の額を改定することとした。
  - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県総合文化芸術館条例の一部を改正する条例（県条例第15号）（県民文化芸術振興課）
- 1 山形県総合文化芸術館の使用料の額を改定することとした。
  - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（県条例第16号）（畜産振興課）
- 1 家畜保健衛生所の手数料の額を改定することとした。
  - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県漁港管理条例の一部を改正する条例（県条例第17号）（水産振興課）
- 1 漁港施設の占用料の額を改定することとした。
  - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県都市公園条例の一部を改正する条例（県条例第18号）（都市計画課）
- 1 都市公園の使用料の額を改定することとした。
  - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県空港管理条例の一部を改正する条例（県条例第19号）（空港港湾課）
- 1 山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を10分の1とする期間を令和9年3月31日まで延長することとした。（附則第3項関係）
  - 2 山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を徴収しない期間を令和9年3月31日まで延長することとした。（附則第4項関係）
  - 3 山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を徴収しない期間を令和9年3月31日まで延長することとした。（附則第4項関係）
  - 4 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例（県条例第20号）（教育局）
- 1 県立の学校の施設の使用料の額を改定することとした。
  - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（県条例第21号）（教育局）
- 1 学校職員の定数を変更することとした。
  - 2 この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（県条例第22号）（企業局）
- 水力発電所の合計最大出力を90,020キロワットに増加することとした。

---

## 条 例

---

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第3号

#### 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第11条（招集）」を「第11条（招集）」に、「文書」を「文書等」に、「第23条の2（参考人）」を「第23条の2（公述人等の出席の特例）」に改める。  
第11条の2（出席の特例）」  
第23条の3（参考人）」

第6条第1項中「場所」を「場所（第11条の2第2項の規定により全ての委員が委員会に出席しているものとみなされる場合はその旨。第18条第2項において同じ。）」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（出席の特例）

第11条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により当該委員に発言その他の行為をさせることができる。ただし、第25条（秘密会）の規定により秘密会とした場合は、この限りでない。

- 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定によりオンラインにより発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、委員会に出席しているものとみなす。

第23条の2第3項中「及び」を「、」に、「文書」を「文書等」に、「の規定」を「及び第23条の2（公述人等の出席の特例）の規定」に改め、同条を第23条の3とし、第23条の次に次の1条を加える。

（公述人等の出席の特例）

第23条の2 委員長は、公述人又はその代理人について、オンラインにより発言その他の行為をさせることができる。ただし、第25条（秘密会）の規定により秘密会とした場合は、この限りでない。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

---

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第4号

#### 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「は、前項」を「（山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第11条の2第2項の規定により同条例第5条第1項に規定する委員会に出席したものとみなされた場合を除く。）は、前項」に改める。

別表第5中	日 額	7,900円	を	日 額	7,100円	に改める。
	同	8,600円		同	7,500円	
	同	11,400円		同	10,400円	
	同	13,300円		同	11,500円	
	同	16,100円		同	14,500円	
	同	18,000円		同	16,600円	

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第5号**

**山形県手数料条例の一部を改正する条例**

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第205号中「第14条第7項（同条第15項）」を「第14条第6項（同条第13項）」に改め、同号の表中「第15項」を「第13項」に改め、同項第206号中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同項第206号の2の表中「第14条第8項」を「第14条第7項」に改め、同項第307号の表イの項中「310円」を「610円」に改め、同表ロの項中「320円」を「640円」に改め、同条第1項第395号中「33,000円」を「33,000円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（次号において「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により当該申請を行う場合にあつては、26,500円）」に改め、同項第396号中「33,000円」を「33,000円（電子情報処理組織を使用する方法により当該申請を行う場合にあつては、26,500円）」に改める。

**附 則**

この条例は、令和8年5月1日から施行する。ただし、第2条第1項第307号の表、第395号及び第396号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

山形県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第6号**

**山形県行政手続条例の一部を改正する条例**

山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規

定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第15条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「の規定」を「及び第4項の規定」に、「中」を「及び第4項中」に、「名あて人」を「名宛人」に、「と、」を「と、同項中」に改め、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第16条の」を「第4項並びに第16条の」に、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

---

山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第7号

##### 山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

山形県産業廃棄物税条例（平成18年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「令和3年3月県条例第7号」を「令和8年3月県条例第7号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第8号

##### 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第15項事務の欄第1号中「送付」を「送付（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項又は山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年12月県条例第62号）第3条第1項の規定によりこれらの項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（以下この項において「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により当該申請書の提出が行われる場合を除く。）」に改め、同欄第2号中「含む」を「含む。以下この号において同じ」に、「受付」を「受付（法第7条第1項の規定による県の建築主事に対する申請にあつては、電子情報処理組織を使用する方法により当該申請が行われる

場合を除く。）」に改め、同欄第5号中「受付」を「受付（電子情報処理組織を使用する方法により当該届出が行われる場合及び法第6条の2第1項又は第18条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建築物に係るものを除く。）」に改め、同欄第6号中「送付」を「送付（電子情報処理組織を使用する方法により当該通知書の提出が行われる場合を除く。）」に改め、同欄第7号中「受付」を「受付（電子情報処理組織を使用する方法により当該通知が行われる場合を除く。）」に改め、同欄第15号中「受付」を「受付（法第87条第1項において準用する法第7条第1項の規定による県の建築主事に対する届出にあつては、電子情報処理組織を使用する方法により当該届出が行われる場合を除く。）」に改め、同表第47項市町村の欄中「及び尾花沢市」を「、尾花沢市及び飯豊町」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の規定により知事がした処分その他の行為のうちこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の際現に同法の規定により知事に対してされている申請その他の行為で、同日以後において改正後の第2条第1項の規定により飯豊町の長が執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、飯豊町の長がした処分その他の行為又は飯豊町の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

---

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第9号

##### 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「以下」を「別表第2において」に、「同表第1項」を「別表第1第1項」に改める。

別表第1第5項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同項第2号中「もの」を「もの（従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触するものに限る。）と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売するものを除く。）」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売するもの  
前項第8号、第9号、第12号、第13号及び第15号から第17号まで

別表第1第7項第1号中「うち」を「うち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する飲食店営業」に改め、同表第8項第1号中「含む」を「含み、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業を除く」に改め、同項第4号中「にあつては」を「（これらの飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する飲食店営業を除く。）にあつては」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

---

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第10号

**山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例の一部を改正する条例**

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和48年3月県条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中	円	円
	19,800	22,100
	14,900	17,000
	62,800	75,600
	8,970	9,500
	62,400	65,800
	8,970	9,500
	50,600	53,300
	8,970	9,500
	880	960

を に改める。

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第11号**

**山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例**

山形県国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例（平成29年12月県条例第57号）の一部を次のように改正する。

- 第8条中「同条第7項第1号」を「同条第7項第2号」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 算定政令第9条第7項第2号イ(2)の一般納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内で、知事が定める。
- 第11条中「同条第5項第1号」を「同条第5項第2号」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 算定政令第10条第5項第2号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内で、知事が定める。
- 第14条中「同条第5項第1号」を「同条第5項第2号」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 算定政令第11条第5項第2号イ(2)の介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内で、知事が定める。
- 第14条の次に次の3条を加える。
- （子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）
- 第15条 算定政令第11条の2第1項第2号イ(1)の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、同条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を標準として、知事が保険

料の水準の著しい上昇の抑制に配慮して定める。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第16条 算定政令第11条の2第1項第2号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、同条第4項第1号に規定する数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第17条 算定政令第11条の2第1項第2号ロの子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、同条第5項第2号に規定する数とする。

2 算定政令第11条の2第5項第2号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内で、知事が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第12号

山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

山形県障がい者介護給付費等及び障がい児通所給付費等不服審査会条例（平成18年3月県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第48条第1項」を「第58条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第13号

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例

山形県工業技術センター手数料条例（昭和41年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中 「1 試験 1 試料 2,460円」 を 「1 試験 1 項目 2,180円」 に、

「	1 試験	1 試料	2,460円	」	を	「	1 試験	1 項目	2,180円	」	に、
「	5,860円	」	を	「	3,310円	」	に、	「	1 試験	24時間	29,500円
									1 試験	1 試料	4,630円
									1 試験	1 試料	14,300円
									1 試験	1 試料	7,380円
									1 試験	1 試料	7,380円

「	1 試験	1 試料	13,400円	」
---	------	------	---------	---

1 試験	1 試料	3,640円
1 試験	1 試料	9,800円
1 試験	1 試料	7,390円

に、「740円」を「760円」に、

「2,420円」を「2,430円」に、「5,900円」を「6,210円」に改め、同表の備

考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 非破壊試験に係る手数料の額の範囲は、測定時間が1時間を超える場合に限り、9,800円にその1時間を超える測定時間30分につき4,000円を加算した額以下とする。

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第14号**

**山形県高度技術研究開発センター条例の一部を改正する条例**

山形県高度技術研究開発センター条例（平成6年2月県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表2 設備の項の表中 「16,680円」を「18,720円」に改める。

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

山形県総合文化芸術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第15号**

**山形県総合文化芸術館条例の一部を改正する条例**

山形県総合文化芸術館条例（平成30年3月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中備考以外の部分を次のように改める。

区分	金額					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで

大ホール	全席使用	土曜日等	48,300円	69,600円	89,500円	117,900円	159,100円	207,400円	
		上記以外の日	39,900円	59,600円	75,200円	99,500円	134,800円	174,700円	
	1階席及び2階席使用	土曜日等	38,600円	55,700円	71,600円	94,300円	127,300円	165,900円	
		上記以外の日	31,900円	47,700円	60,200円	79,600円	107,900円	139,800円	
	1階席のみ使用	土曜日等	33,800円	48,700円	62,700円	82,500円	111,400円	145,200円	
		上記以外の日	27,900円	41,700円	52,600円	69,600円	94,300円	122,200円	
	ホワイエのみ使用							1平方メートル当たり 78円	
	小楽屋1 小楽屋2			800円	1,000円	1,000円	1,800円	2,000円	2,800円
	小楽屋3 小楽屋4			400円	600円	600円	1,000円	1,200円	1,600円
	中楽屋1	全部使用	700円	900円	900円	1,600円	1,800円	2,500円	
分割使用		400円	500円	500円	900円	1,000円	1,400円		
中楽屋2 中楽屋3			400円	700円	700円	1,100円	1,400円	1,800円	
大楽屋1			1,000円	1,300円	1,300円	2,300円	2,600円	3,600円	
大楽屋2 大楽屋3			800円	1,000円	1,000円	1,800円	2,000円	2,800円	
スタジオ1			5,800円	7,200円	7,200円	13,000円	14,400円	20,200円	

スタジオ2	全部使用	6,500円	7,800円	7,800円	14,300円	15,600円	22,100円
	分割使用	3,300円	3,900円	3,900円	7,200円	7,800円	11,100円
練習室1		3,600円	4,400円	4,400円	8,000円	8,800円	12,400円
練習室2		1,900円	2,400円	2,400円	4,300円	4,800円	6,700円
練習室3		1,900円	2,200円	2,200円	4,100円	4,400円	6,300円
練習室4		600円	700円	700円	1,300円	1,400円	2,000円
会議室1 会議室2 会議室3		1,300円	1,600円	1,600円	2,900円	3,200円	4,500円
ロビー							1平方メートル当たり 78円
ピロティ							1平方メートル当たり 11円
イベント広場							1平方メートル当たり 11円
規則で定める設備		規則で定める設備ごとに規則で定める額					

別表第2第1項の表の備考第2項中「大ホール（ホワイエのみを使用する場合を除く。次項において同じ。）の」を削り、同備考第3項中「大ホール」を「大ホール（ホワイエのみを使用する場合を除く。）」に改める。

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第16号**

**山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例**

山形県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例（昭和31年7月県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中 

90円
-----

 を 

110円
------

 に改める。

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

山形県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第17号**

**山形県漁港管理条例の一部を改正する条例**

山形県漁港管理条例（昭和44年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中 

70円
-----

 を 

81円
-----

 に、

60円
45円
15円

 を

70円
52円
17円

 に改める。

**附 則**

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可する漁港施設の占有に係る占有料について適用し、同日前に許可した漁港施設の占有に係る占有料については、なお従前の例による。

山形県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第18号**

**山形県都市公園条例の一部を改正する条例**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2第3項の表中 

730円
70円
730円
730円

 を 

790円
80円
790円
790円

 に、「52,460円」を「57,180円」に

14,690円	16,010円
1,770円	1,920円

改める。

別表第3第1項の表悠創の丘の項中「190円」を「200円」に、「750円」を「810円」に、「420円」を「450円」に改め、同表蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの項中「10,290円」を「11,210円」に、「20,580円」を「22,420円」に、「130円」を「140円」に、「260円」を「280円」に、「4,110円」を「4,470円」に、「8,220円」を「8,940円」に、「50円」を「60円」に、「100円」を「120円」に、「2,060円」を「2,240円」に、「4,120円」を「4,480円」に改め、同表庄内空港緩衝緑地の項中「210円」を「220円」に、「420円」を「440円」に、「1,150円」を「1,250円」に、「3,250円」を「3,540円」に、「270円」を「290円」に、「540円」を「580円」に、「1,340円」を「1,460円」に、「2,680円」を「2,920円」に改め、同表最上中央公園の項中「910円」を「990円」に、「1,820円」を「1,980円」に、「1,800円」を「1,960円」に、「3,600円」を「3,920円」に、「9,020円」を「9,830円」に、「36,100円」を「39,340円」に、「450円」を「490円」に、「900円」を「980円」に改め、同表最上川ふるさと総合公園の項中「120円」を「130円」に、「500円」を「540円」に、「690円」を「750円」に、「19,940円」を「21,730円」に、「39,880円」を「43,460円」に、「270円」を「290円」に、「540円」を「580円」に改め、同

表山形県総合運動公園の項中

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 1,040円	を
--------------------	------------------	---

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 1,130円	に、「2,080円」を「2,260円」に、「4,160円」を
--------------------	------------------	--------------------------------

「4,520円」に、「10,390円」を「11,320円」に、「41,550円」を「45,280円」に、「50円」を

「60円」に、

1人1時間当たり 100円	を	1人1時間当たり 120円	に、「490円」を「530円」に、
------------------	---	------------------	-------------------

「980円」を「1,060円」に、「1,210円」を「1,310円」に、「2,420円」を「2,620円」に、「2,440円」を「2,650円」に、「4,880円」を「5,300円」に、「12,170円」を「13,260円」に、「48,690円」を「53,070円」に、「610円」を「660円」に、「1,220円」を「1,320円」に、「310円」を「330円」に、「620円」を「660円」に、「30円」を「40円」に、「60円」を「80円」に、「460円」を「500円」に、「920円」を「1,000円」に、「930円」を「1,010円」に、「1,860円」を「2,020円」に、「4,620円」を「5,030円」に、「18,470円」を「20,130円」に、「230円」を「250円」に、「110円」を「120円」に、「220円」を「240円」に、「20円」を「30円」に、

上記以外の場合	1人1時間当たり 40円	を	上記以外の場合	1人1時間当たり 60円	に、
---------	-----------------	---	---------	-----------------	----

「2,020円」を「2,200円」に、「4,040円」を「4,400円」に、「1,010円」を「1,100円」に、「140円」を「150円」に、「280円」を「300円」に、「270円」を「290円」に、「540円」を「580円」に、「420円」を「450円」に、「840円」を「900円」に、「1,840円」を「2,000円」に、

「3,680円」を「4,000円」に、

1人1回当たり 100円
-----------------

を

1人1回当たり 110円
-----------------

に、「200円」

を「220円」に、「530円」を「570円」に、「1,060円」を「1,140円」に、

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 380円
--------------------	----------------

を

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 410円
--------------------	----------------

に、

「760円」を「820円」に、「190円」を「200円」に、

上記以外の場合	1時間当たり 380円
---------	----------------

を

上記以外の場合	1時間当たり 400円
---------	----------------

に、「520円」を「560円」に、

上記以外の場合	1時間当たり 1,040円
---------	------------------

を

上記以外の場合	1時間当たり 1,120円
---------	------------------

に、

「1,930円」を「2,100円」に、「3,860円」を「4,200円」に、「7,720円」を「8,400円」に、「19,310円」を「21,040円」に、「77,220円」を「84,160円」に、「1,450円」を「1,580円」に、

「2,900円」を「3,160円」に、

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 1,280円
--------------------	------------------

児童生徒等のみが 使用する場合	1時間当たり 1,390円
--------------------	------------------

に、「2,560円」を「2,780円」に、「970円」を

「1,050円」に、「1,940円」を「2,100円」に、「640円」を「690円」に、

上記以外の場合	1時間当たり 1,280円
---------	------------------

を

上記以外の場合	1時間当たり 1,380円
---------	------------------

に、

「480円」を「520円」に、「960円」を「1,040円」に、

児童生徒等が使用 する場合	1人1時間当たり 40円
------------------	-----------------

を

児童生徒等が使用 する場合	1人1時間当たり 50円
------------------	-----------------

に、

「80円」を「100円」に改め、同表中山公園の項中「1,090円」を「1,180円」に、「2,180円」を「2,360円」に、「2,170円」を「2,360円」に、「4,340円」を「4,720円」に、「2,400円から5,670円まで」を「2,610円から6,180円まで」に、「9,600円から22,660円まで」を「10,460円から24,690円まで」に、「146,900円」を「160,120円」に、「445,940円」を「486,070円」に、「450円」を「490円」に、「900円」を「980円」に、「1,190円から2,820円まで」を「1,290円から3,070円まで」に、「360円」を「390円」に、「720円」を「780円」に、「170円」を「180円」

に、「340円」を「360円」に、「730円から2,090円まで」を「790円から2,270円まで」に改め、同表弓張平公園の項中「270円」を「290円」に、「540円」を「580円」に、「2,100円」を「2,280円」に、「4,200円」を「4,570円」に、「1,570円」を「1,710円」に、「3,150円」を「3,430円」に、「5,250円」を「5,720円」に、「10,490円」を「11,430円」に、「240円」を「260円」に、「480円」を「520円」に、「490円」を「530円」に、「980円」を「1,060円」に、「50円」を「60円」に、「100円」を「120円」に、「310円」を「330円」に、「620円」を「660円」に、「250円」を「270円」に、「500円」を「540円」に、「120円」を「130円」に、「30円」を「40円」

100円	
100円	
100円	
100円	
320円	
210円	420円
50円	100円
100円	
100円	
90円	
520円	
110円	
430円	860円
100円	
20円	
1,850円	
32,000円	160,010円
5,970円	9,910円
9,910円	17,780円

に、「60円」を「80円」に改め、同別表第2項の表中

100円	
20円	
1,500円	
100円	
110円	
1,140円	
110円	
110円	
100円	
100円	
650円	
	140円
	590円
	390円
	1,550円
1,030円	2,060円
430円	860円
270円	
280円	
280円	
850円	
650円	1,300円
100円	

を

640円	
70円	
750円	
680円	
100円	
50円	
570円	
50円	
100円	
3,630円	
120円	250円
50円	100円
100円	
720円	1,450円
700円	
300円	590円
1,750円	2,180円
1,470円	1,760円
300円	590円
1,160円	2,320円
700円	1,400円
440円	880円
440円	

24,130円	155,290円
220円	440円
220円	440円
100円	
100円	
100円	
10円	
170円	
100円	
400円	

110円	
110円	
110円	
110円	
340円	
220円	450円
60円	110円
110円	
120円	
100円	
560円	
120円	

460円	930円
110円	
30円	
2,010円	
34,880円	174,410円
6,500円	10,800円
10,800円	19,380円
110円	
30円	
1,630円	
120円	
120円	
1,240円	
120円	
120円	
110円	
110円	
700円	
	150円
	640円
	420円
	1,680円
1,120円	2,240円

460円	930円
290円	
300円	
300円	
920円	
700円	1,410円
110円	
690円	
80円	
810円	
740円	
110円	
60円	
620円	
60円	
110円	
3,950円	
130円	270円
60円	110円
110円	
780円	1,580円
760円	
320円	640円

に改める。

1,900円	2,370円
1,600円	1,910円
320円	640円
1,260円	2,520円
760円	1,520円
470円	950円
470円	
26,300円	169,260円
230円	470円
230円	470円
110円	
110円	
110円	
20円	
180円	
110円	
430円	

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第19号**

**山形県空港管理条例の一部を改正する条例**

山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。  
 附則第3項及び第4項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第20号**

**山形県立学校施設使用料条例の一部を改正する条例**

山形県立学校施設使用料条例（昭和39年10月県条例第71号）の一部を次のように改正する。  
本則の表中備考以外の部分を次のように改める。

区 分		使用料の額
体育館	330平方メートル未満	1,020円
	330平方メートル以上 660平方メートル未満	2,070円
講堂	660平方メートル以上 990平方メートル未満	4,170円
	990平方メートル以上	6,280円
会議室		
教室	1 室	360円
弓道場 相撲場		1,020円
屋外運動場	グラウンド	2,070円
	テニスコート	1 面 630円
プール		2,070円
宿泊施設	宿泊を伴わない場合 1 室	360円
	宿泊を伴う場合	750円

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第21号**

**山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例**

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例（昭和33年4月県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	教員	養護教員	栄養教諭	寄宿舎指導員	実習助手	事務職員	技術職員	その他の職員	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
市町村立学校	5,623	313	61			339		12	6,348
県立中学校	36	2				2		3	43
県立特別支援学校	834	26		73	24	50		65	1,072
県立高等学校	1,661	51			137	141	12	107	2,109

**附 則**

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第22号**

**山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「89,820キロワット」を「90,020キロワット」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。